

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 1月30日(月)

今週のことば

新型コロナ「5類」移行

政府は、新型コロナの感染症法上の位置付けを「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引下げ、ゴールデンウィーク明けの本年5月8日から移行する。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/30(月) 先負
31(火) 仏滅 11月決算法人の確定申告ほか
2/ 1(水) 大安 贈与税の申告・納付の開始(～3月15日)
2(木) 赤口
3(金) 先勝 節分
4(土) 友引 立春
5(日) 先負 別府大分毎日マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/23(月)	26,906 △352	130.12 ▼1.25
24(火)	27,299 △393	129.85 △0.27
25(水)	27,395 △96	130.43 ▼0.58
26(木)	27,363 ▼32	129.47 △0.96
27(金)	27,383 △20	129.94 ▼0.47

令和4年分の贈与税の申告は2月1日開始

贈与税の申告は2月1日～3月15日です。令和4年中に個人から現金や不動産、有価証券等の財産の贈与を受けた方で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要です。なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は贈与税の対象外です。

◆ 贈与税の申告が必要となる主なケースは

◎ 合計110万円超の贈与を受けた場合(暦年課税)

……基礎控除額は、贈与を受けた方ごとに年間110万円です。贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年間110万円を超える場合は申告が必要です。なお、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与で、受贈者がその年の1月1日において18歳(令和4年3月以前の贈与は20歳)以上である場合は「特例税率」が適用されます。

◎ 相続時精算課税を適用する場合……原則60歳以上の父母・祖父母などから18歳(令和4年3月以前の贈与は20歳)以上の子・孫などに対する贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税を適用する場合は申告が必要です。なお、同制度は贈与者ごとに選択でき、贈与者が亡くなるまで適用されます。

◎ 住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について一定限度額(令和4年中は省エネ等住宅1千万円・それ以外500万円)まで贈与税が非課税となる措置を適用する場合は申告が必要です。

◎ 配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が20年以上の配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を受ける場合は申告が必要です。

■ この記事の詳細は、情報BOX201504

外国人労働者は182万人で過去最高を更新

事業主は外国人労働者の雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認して、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

厚労省が公表した外国人雇用の届出状況(令和4年10月末現在)によると、外国人労働者数は約182万3千人(前年比5.5%増)、雇用事業所数は約29万9千事業所(同4.8%増)となり、ともに過去最高を更新しました。

なお、本年1月から国外居住親族に係る扶養控除が見直され、30歳以上70歳未満の扶養親族は、①留学生、②障害者、③年38万円以上送金、のいずれかに該当しなければ対象外となるので、外国人労働者を雇用している場合は留意しましょう。

★★★ 2月のチェックポイント ★★★

- ※ 贈与税の申告と納付は2月1日～3月15日。
- ※ 所得税の確定申告と納付は2月16日～3月15日。早めの準備が正しい申告と節税の基本です。
- ※ 新型コロナに加え、3年ぶりにインフルエンザも全国的に拡大していますので、引き続きマスクの着用など予防対策を行います。
- ※ 2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。情報漏洩や個人情報の流出などに巻き込まれないよう、適切な情報管理と従業員教育の徹底を行います。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ① 03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ② 記事下のBOX番号を入力し#。
- ③ 取り出し先のFAX番号を入力し#。

※ アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年分の贈与税の申告について

令和4年分の贈与税の申告受付は、令和5年2月1日（水）～3月15日（水）までです。

贈与税の申告は、その年の1月～12月までの1年間に現金や不動産、有価証券などの財産の贈与（法人からの贈与を除く）を受けた個人で、*暦年課税の基礎控除額110万円を超える財産の贈与を受けた場合、*相続時精算課税を適用する場合、*住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を適用する場合、*配偶者控除の特例を適用する場合などに、申告が必要となります。

なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は、贈与税の対象外となります。

◆暦年課税の概要

暦年課税は、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（複数人から贈与を受けた場合や、同じ人から複数回にわたり贈与を受けた場合には、それらの財産価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式で、その合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合に、贈与税の申告が必要です。

なお、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を控除した残額については、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、「一般税率※」又は「特例税率※」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

※「一般税率」は、直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳未満（令和4年3月31日以前の贈与は20歳未満）である場合に適用。

※「特例税率」は、直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与は20歳以上）である場合に適用。

◆相続時精算課税の概要

相続時精算課税は、贈与の年の1月1日において、60歳以上の父母または祖父母などから18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与は20歳以上）の子または孫などに対して財産を贈与した場合において、暦年課税に代えて適用できる制度です。

贈与者ごとに選択することができ、選択した贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（2,500万円）を控除した残額に対して贈与税（一律20%）がかかり、その贈与者が亡くなった場合に贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税相当額を控除することで、贈与税・相続税を通じた納税を行う方式です。

なお、本制度を選択した贈与者から贈与を受けた財産は、選択した年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。また、贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告が必要となります※。

※令和5年度税制改正により、令和6年から110万円以下の贈与は申告不要となる予定。

◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の概要

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金を取得し、一定の要件を満たす場合は、受贈者ごとに非課税限度額（新築等をした住宅用家屋が省エネ等住宅の場合は1,000万円、それ以外の住宅の場合は500万円）まで贈与税が非課税となる特例を適用できます。

この措置の適用を受ける場合は、贈与を受けた住宅取得等資金の金額が非課税限度額以下であっても、期限内に申告書及び一定の添付書類を提出する必要があります。

なお、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある方は、原則として適用を受けることができません。

◆贈与税の配偶者控除の特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産の贈与を受けた場合、又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合に、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

なお、同じ配偶者からの贈与については一度しか適用を受けることができません。